

# 小規模事業者緊急支援事業

に関するお知らせ(5月18日時点版)

## ○津山市小規模事業者緊急支援事業とは

新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上が減少している市内の小規模事業者の皆様へ事業継続のための支援金を支給します。

## ○支援金額

一律20万円(支給は1回のみ)

## ○対象者

以下の要件を備えている小規模事業者

- (1) 市内に店舗等の事業所を有し、市内で主たる事業を営む者
- (2) 直近の事業年度に確定申告を行っている者
- (3) 令和2年2月～4月までの間のひと月(対象月)の売上高が、対象月の属する事業年度の前年度の年間売上高※1を12で割った金額と比較して20%以上減少している者※2
- (4) 法人にあつては、令和2年1月1日時点で市内に本店を有する者
- (5) 個人事業者にあつては、令和2年1月1日時点で市内に住民登録が有り、主たる収入が営業等事業収入である者※3

※1 法人にあつては対象月の属する事業年度の前年度分の法人事業概況説明書に記載の売上(収入)高、個人事業者にあつては令和元年分の所得税確定申告書B第一表に記載の営業等事業収入の金額を用います。

※2 平成31年1月以降に創業した方については、対象月の売上高が、対象月の属する事業年度の前年度の売上高を操業月数で割った金額と比較して20%以上減少していれば対象となります。(ただし、確定申告を行っていること。)

※3 営業等事業収入が他の収入の合計を下回る方については対象外となります。

申請方法など、詳しくは裏面以降をご確認ください。



【お問合せ】

津山市産業文化部商業・交通政策課

TEL0868-32-2081



津山市小規模事業者緊急支援事業

# ○対象となる事業者について

・小規模事業者とは、常時使用する従業員数が、下表に定める規模の方です。

業種分類	常時使用する従業員の数
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

・対象とならない方

○学校法人 ○協同組合等の組合 ○政治団体 ○宗教上の組織若しくは団体 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する者、同条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者 ○その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

# ○申請に必要な書類

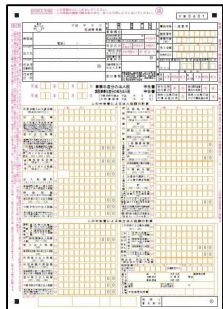
申請書に加えて、以下の添付書類が必要です。※平成31年1月以降創業の方は一番下までご覧下さい。

## 法人の方

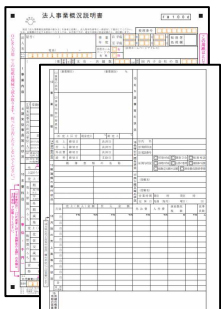
○対象月の属する事業年度の前年度の確定申告書類の写し  
(法人税確定申告書別表一、法人事業概況説明書(2枚))

○対象月の売上高が分かるもの(売上台帳の写し等)

○法人名義の口座の通帳の写し(オモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方)



確定申告書別表一



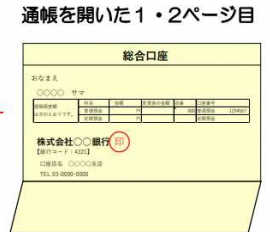
概況説明書(2枚)



売上台帳の写し



通帳のオモテ面



通帳を開いた1・2ページ目

通帳

## 個人事業者の方

○令和元年分の確定申告書類の写し(所得税確定申告書B第一表、所得税青色申告決算書(2枚))

○対象月の売上高が分かるもの(売上台帳の写し等)

○申請者本人名義の口座の通帳の写し(表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方)

○写真付きの身分証明書の写し(運転免許証(表裏)、個人番号カード(表面等))



## 平成31年1月以降に創業された方

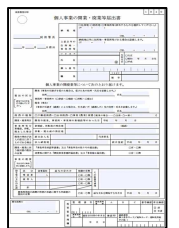
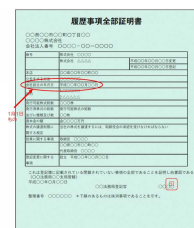
上記の書類に加え、以下の書類が必要です。

○事業開始年月日が分かる書類の写し

→法人の方: 現在事項証明書や履歴事項証明書等

→個人事業者の方: 個人事業の開業届

※設立日、開業日が平成31年1月以降のものになります。



# ○津山市小規模事業者緊急支援金の申請方法

申請書に必要な事項を記載し、申請内容を証明する書類(2ページ参照)を添付して期限内に提出してください(1事業者1回のみ)。

- 申請期限は令和2年6月30日(火)17時必着です。
- 申請書は、津山市「小規模事業者緊急支援事業」ウェブページ、津山市役所、各支所・出張所、津山商工会議所、作州津山商工会、津山市地域交流センター(アルネ・津山4階)にて入手いただけます。

## 郵送 ※感染症拡大防止のため、原則郵送での提出をお願いします

申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。  
郵送料は申請者の負担となります。

### ○宛先

〒708-8501 津山市山北520  
津山市役所産業文化部商業・交通政策課

## 窓口

申請書類一式をお持ちになり、営業時間内にお越してください。  
※感染症拡大防止のため、マスクの着用をお願いいたします。

### ○窓口

- ・津山市地域交流センター(アルネ・津山4階)  
受付日時:5月20日~6月30日(平日) 10時30分~16時
- ・津山商工会議所、作州津山商工会  
受付日時:5月20日~6月30日(平日) 9時~17時

## 津山市を装った詐欺にご注意ください。

小規模事業者緊急支援金の申請にあたって、通帳やカードを預かる、暗証番号を尋ねる、ATMの操作を指示する、お金を請求することは絶対にありません。

